

平成23年4月26日、霧島市／(株)キリシマ／住民の三者で永水水害についての協議が行われました。その協議の場で住民から事業者、霧島市行政に対して行いました質問／回答／それに対する私達の見解などを加えました。

協議の前提となりました資料は以下のとおりです。

1. 一日移動市長室でお渡ししましたもの
2. 霧島市からの開示文書
3. 鹿児島県からの開示文書
4. 協定書、関係法令
5. 現地画像等

これらの資料は私達のホームページ (<http://kirisimamk.web.fc2.com/>) で確認できます。

ホームページは“霧島を守ろう”で検索しますとヒットします。

平成23年5月1日
霧島市霧島田口2703-99
中村満雄
0995-64-8922
メール mituo.na@ml.satsuma.ne.jp

▲▲は質問項目が多すぎるにより、質問を留保しました。

7. 3. 永水水害3者協議質問事項

永水地区水利組合

3者協議の場を手配していただきありがとうございます。私達永水地区水利組合は平成22年7月3日の豪雨による手籠川流域の災害に関し、7月22日市長に対し、(株)キリシマと旧霧島町が締結している環境保全協定書に基づき被害補償交渉を開始するように要望書を提出いたしました。9月13日回答がありゴルフ場開発地域が原因とすることは困難であると回答されました。その後数回に亘る質問書、行政と合同の現地視察、県担当部局からの公開資料、さらに県による開発業者指導等を以ってしても協定書に沿った動きがありません。私達は現地の防災施設である調整池等の完成、維持管理が開発協定書通りなされておれば、この災害は自然災害であると納得致します。ところが防災施設の完成には程遠い状態であり、県からもたびたび早期完成の指導を受けながら、これに従わず、また排水路、導水路等のおびただしい寸断、破断を放置している現実から事業者にも過失があるという立場であります。

手籠川水系の受益者、すなわち永水地区住民は被害者です。被害総額は直接工事費で1.42億円です。税金で賄われます。合わせて農家が受けた平年に対する収穫高の減額が加算されます。

(株)キリシマを取り巻く社会情勢、経営状況についての議論をするつもりはありません。私達は3月9日の建設水道委員会の議事録等により事業者の言い分は認識しております。私達は県より、現地防災施設の現状に関わる文書等を頂戴しております。これを前提に質問をお受けください。

まず、今回の協議になぜ被害住民の参加者数を限定されたのか、この点につき事業者に簡潔に説明願います。その後、①防災責任者、②防災施設、③開発協定書、について(株)キリシマに伺います。④霧島市行政について質問させていただきます。質問項目及び確認事項が多数ございます。質問内容についてのみ、簡潔にお答えください。議論はいたしません、事実のみをご質問いたします、事実のみをお答え下さい。

即答できない項目につきましては後回しにいたします。宜しくお願い致します。

Q：なぜ被害住民の参加者数を限定されたのか

A：最初であるから代表者に限定した。(次回以降はOKということであろう)

=====

現地防災担当者の堀内保さんがご高齢でこの会議に参加していただけないということですので代わりの方に伺います。

1. 現地担当者の資格、経歴を教えてください。土木施工管理技士、測量士などの資格をお持ちですか？
業者：責任者＝一級土木士、現地担当者＝何ら資格なし
2. ゴルフ場の管理手順書はありますか？
業者：作っていません。
3. 点検ルート、点検場所、点検項目が記載された書類がありますか？
業者：ありません。
4. パトロールはどのような間隔で実施されていますか？
業者：休み以外毎日
その実施記録簿はありますか？
業者：ありません
5. パトロール時、異常が見つかった場合、写真撮影をされていますか？
業者：状況に応じて実施
6. ゴルフ場内の開渠、暗渠が破断していることの報告はありましたか？
業者：あった
7. D調整池で過去に死亡事故があったことをご存知ですか？
業者：はい
ご存知であれば、このような事故がなぜ発生したかを含めて状況を説明ください。
業者：後日
8. 平成22年6月25日から7月4日まで連続の降雨でした。7月3日以前のD調整池の状況はいかがでしたか？
業者：水が溜まっておりました。
9. 永水地区の井堰内の土砂撤去作業内容について説明ください。
業者：水利組合の要望で殆ど毎年実施
10. 私達は2月10日、御社の現地防災担当者の堀内さんに、「手籠川に堆積した土砂は下流へ押し出ただけである」との証言をいただいております。
次に変わります。

=====

(株)キリシマに対し、防災施設に対する質問

1. まず、防災施設について伺います。
法律、条令、協定書、覚書につきまして、これを守るべきと思われますか、それとも企業の利益のためならば、守らなくても良いと思われますか？
業者：守るべきです。
2. ゴルフ場建設の管理監督をする県の部署を教えてください。
業者：林務水産課、土地対策室
解説：森林整備課・森林保全係、地域振興局・林務水産課・林務水産係が正解
3. ゴルフ場建設の管理監督の根拠となる法令について教えてください。
業者：林地開発と・・・
解説：森林法10条、森林法施工細則が正解
4. ▲▲林地開発許可条件を順守されていますか？
5. ゴルフ場開発について御社は平成5年に林地開発を許可され、平成9年に変更の許可を受けておられます。林地開発許可条件につきまして事業者独自の見解が許されるとお考えですか？
業者：いいえ、そのようなことはない、守らなければならない
解説：許されません。林地開発許可条件にはこれに従うことを厳しく求めています。法、条例

と異なった見解をもつのであれば、その変更届を出さねばなりません。

6. ▲▲林地開発許可条件の4項に「主要防災施設の工事を先行し、これが完了したら、知事に別紙「主要防災施設工事完了申出書」を直ちに提出し、県の完了確認を受けなければならない。」とあります。これを認識されていますか？
7. 県・森林整備課へ提出されている「施工状況報告書」によりますと、平成8年6月以降、一切の工事がなされておりません。「主要防災施設の工事を先行し」という林地開発許可条件に違反しているではありませんか？
業者：一部道路を切り替えながら施工をしなければならない調整池があった。
臨機応変にやっている。切り替えが終了してから調整池を完成させる予定であった。
調整池が未完成であることは認める。
8. ▲▲防災施設とは何ですか？
解説：森林法施工細則に記載（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、調整池等調整池）
9. ▲▲変更林地開発許可条件4項に記載されています調整池の容量は何に基づいていますか？
解説：森林法施工細則に基づき、県の河川課が配布している「大規模開発に伴う調整池設置基準」
10. 県・森林整備課は毎年、「林地開発地における災害の未然防止について」という通達を梅雨前に林地開発行為者に送付されています。梅雨時期に備え防災点検、防災対策を一層強化し、災害防止に努めなさいとの内容の通達です。この文書は御社にも届いていますね？
業者：はい
11. 私達は御社が県に提出されました調整池計算書を持っております。この書類は御社で作成されたものですね？
回答：はい
この書類に記載された防災施設を作ることを条件に林地開発の許可は公布されていますね？
業者：はい
12. 調整池計算書には調整池の容量が記載されています。A調整池＝68,028 m³、B調整池＝5,248 m³、D調整池＝13,778 m³となっています。洪水前のそれぞれの調整池の推定容量を申請の容量に対する割合で教えてください。
業者：A調整池＝6割、B調整池＝8割、D調整池＝9割
園田質問でD調整池には水が溜まっていたとの答弁と矛盾
雨は溜まっていなかった、土砂が1割程度溜まっていたと訂正
住民見解、A調整池＝1割、B調整池＝ゼロ、D調整池＝ゼロ
13. ▲▲御社が振興局の林務水産課に毎年提出されています施工状況報告書によりますと調整池工事は平成7年9月以降実施されておりません。A、B、D調整池の前面擁壁、排水塔の完成時期が分かりましたら教えてください。
14. ▲▲C調整池の廃止の申請を含むコース変更申請を平成8年3月11日に申請され平成9年7月14日に許可されました。許可条件にオリフィスの変更が記載されています。現状のA調整池、B調整池のオリフィスのサイズを教えてください。
解説：A調整池（当初：1.03、変更：0.92） B調整池（当初：0.28、変更：0.3）
施工状況報告書によると平成7年9月以降、調整池の工事を行っていない、それならば当初の大きさのはずが、変更されている。
15. 県の資料によりますと調整池とは河川や水路等への流出を抑制する施設となっております。抑制の結果、集中豪雨の下流への影響を小さくすることが期待されます。沈砂池と調整池は機能が異なります。御社は建設水道委員会で土砂流出防止を調整池の機能と述べられております。堆積土砂を撤去するのが調整池の維持管理作業です。お伝えしておきます。
16. 霧島市より、御社が平成22年8月に調整池に堆積した土砂の搬出情報をいただきました。その資料では撤去土砂は道路脇自社敷地内、及び17番ホール近辺に搬出したと記載されております。この場所は防災上問題ありませんか？
業者：緊急を要したものであるから、仮置きした、現在その場所から撤去した。
解説：4月28現在、大半が残ったままです。

17.この土砂について、県より移動するような指示があったはずですが。移動されましたか？

業者：移動した。

18.▲▲17番ホール近辺への土砂搬出について、振興局は了解していますか？

19.手籠川近辺の御社所有の場所には、大量の土砂が残ったままです。この理由をお聞かせください。

鎌田：土砂は安定しているなどと質問内容と異なる見解を述べる。

業者：道路の上の山が崩れてそれが残っている。

Q：ゴルフ場から崩落した土砂か？

A：はい

解説：17項では移動したと答弁。

業者はB調整池の撤去土砂の630立方メートルのみが責任範囲と判断した行為です。

20.調整池からの搬出土砂の総量は7,278立方メートルです。これはB調整池の容量、5,248立方メートルを上回る大量な土砂です。御社、及び霧島市は私達の質問に対して「調整池流入の土砂については防止策を講じている」との回答をいただいております。

御社が本年1月14日に県・企画部長宛提出されました工事進捗状況報告書では「平成22年7月に発生した集中豪雨により、各調整池に土砂が流入し、その対策としてA・B・D調整池の土砂上げを行いました。」と報告されています。洪水前は土砂の堆積は無かった、前項の7,278立方メートルの土砂は集中豪雨によって発生したとの内容です。洪水前の調整池は土砂が堆積していなかったという証拠はありますか？

業者：証拠はない

解説：建設水道委員会議事録16ページ、鎌田氏、自らA調整池には草が生えており、以前から溜まっていたと答弁している。見解が異なる答弁が多々みられる。

21.御社が平成22年8月3日、霧島市に提出されました、「手籠川関係水利組合の要望書に対する回答」という文書で証拠として添付されています画像にはA調整池、B調整池の土砂堆積状態が明確に写されており、新たな土砂堆積ではなく、洪水以前から堆積していたことが明快に確認できます。加えてD調整池の排水がされていない事実も撮影されています。この画像について事実確認をお願いします。御社が提出されたものですね？

業者：はい

解説：D調整池に水が溜まったまま、A調整池、D調整池の水の面から草が見えていることから草のすぐ下まで土砂が堆積していたという証拠を御社自ら示している。

22.御社が霧島市に提出されました「キリシマゴルフ場管理状況」表によりますと、B、D調整池の土砂撤去実績がありません。B、D調整池の土砂撤去は過去に実施していないという認識でよろしいですね？

業者：はい

解説：業者提出の画像に土砂堆積の事実が残っている。

堆積土砂を認識しながらそれを撤去しない業者でありながら、適切な維持管理を標榜している。

23.B調整池の容量以上の土砂が調整池に在ったという証拠の数字を示されたのは御社です。ところが平成22年8月3日の霧島市への報告文書には「ゴルフ場内の3箇所の調整池は雨水の抑制と土砂の流出防止が機能しており」とあります。雨水の抑制とは調整池に土砂が堆積しておらず、隣地開発許可条件に記載されている容量の確保が出来て初めて実現できることと私達は思っております。調整池に大量の土砂堆積があったことの証拠写真を提出されたのも御社です。大量の土砂が堆積した調整池は設計容量を満たしていません。

未完成の調整池、大量の土砂が堆積した調整池、調整池へ雨水を導く水路の破断は既に確認された事柄です。それでも雨水の調整機能を持っていると主張されますか？

業者：堰堤の決壊がなかったことから、調整能力はあった。

解説：堰堤の決壊が発生しないように排水塔の大きさは設計されます。

設計貯水容量を満たさなかったことに言及がなかった。

D調整池は満杯状態で放置していたことは認めた。

D調整池が満杯であっても管理している状態と発言

24.D調整池の排水機能が不備であることは過去にも指摘され、人身事故も発生しました。この調整池は洪水後、一か月を経過しても満杯の状態でした。この状態が雨水の抑制機能を持つのか説明願います。

業者：満杯の状態では抑制機能は無い

解説：土砂がLWLを超えて堆積し、オリフィスを塞いだために排水されなくなった。

過去にも同様の状態になり、オリフィス下方から土砂撤去作業を行ったことが人身事故に繋がった。

25.▲▲現在のD調整池の土砂堆積状況は許容範囲ですか？

解説：許容限度を超えた画像が存在

26.現在のB、D調整池にはオリフィスが詰まるのを防止するフトン籠がありません。A調整池には土嚢袋でその機能を持つように施行されています。調整池設置基準にはフトン籠設置が記載されています。施工漏れですか？

業者：施工漏れではない、必要ではない

解説：調整池設置基準に明記されています。勝手な解釈です。

27.平成23年3月9日の建設水道委員会で調整池の見積もりは過大である様な発言（議事録23ページ）をされたそうですが、事実ですか？

業者：過大ではなく、余裕を見ていると発言した。

解説：議事録では「いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解で」とも述べている。A調整池の前方の土手を超えた形跡がないことを指している。

調整池の土砂堆積、及び未完成により、貯水容量は極めて少なく、短時間にHWLに達し、排水塔から排水された。

これは業者提供画像の排水塔上部に木屑があることでわかります。

28.県の森林整備課に伺いました。林地開発における防災施設の詳細は森林法施工細則に定められております。防災施設の設計指針は河川課が配布しております「大規模開発に伴う調整池設置基準」に記載されております。恣意的な要素は入り込む余地はありません。当然、ご存知ですね？

業者：はい

29.調整池の管理基準をお伺いします。土砂の堆積は底盤からLWLまでが容認され、LWLを超える土砂の堆積があったら除去しなければならないはずですが、この理解で良いですか？

業者：はい、そうです。

解説：河川課発行の調整池設置基準の9ページ

30.御社が平成22年10月29日、振興局に提出されました「主要防災施設の設置等に係る今後の方針」でA、D調整池の土砂撤去をLWLまで実施し、今後これを維持すると記載されています。調整池設置基準に記載された維持管理指針と異なります。御社独自の見解ですか？県の承認事項ですか？

業者：返答なし、土砂撤去指針は整池設置基準に明記されています。

解説：29項で土砂撤去条件を認識しながら、それと矛盾した報告を振興局に提出している。

31.調整池の土砂堆積の状況はLWLよりはるかに上にあります。維持管理がされていないことをお伝えしておきます。

32.県の森林整備課、及び河川課は御社より申請のあった調整池計算書の妥当性を検証し、許可を与えた、その勝手な解釈は認められないと述べられております。お伝えしておきます。

33.A調整池は121ヘクタールの土地に降った雨水を受ける重要な施設です。調整池計算書によりますとA調整池はおよそ前面60メートル、奥行き200メートルの12,065平方メートルの面積となっております。深さ6メートルで68,028立方メートルになります。この範囲は殆どが道路面より高い土砂が置かれています。著しい隣地開発許可条件違反です。森林整備課より、林地開発許可条件に沿ったA調整池を造るように指導がありましたか？

業者：はい

解説：県は設計通りの施設を造りなさいと指導していることを業者は認めた。

業者は対設計値50%の貯水能力があったと12項で回答、現地を確認すればこれは完全に否定できる。

- 34.3月9日の市議会建設水道委員会の厚地委員のB調整池に関する土砂撤去の質問（議事録20ページ）で「調整池内にも若干まだ残っております。それは段取上あれを全部撤去したら、今度入っていく時に苦勞するものですから、これは自分たちだけの考えで残しているような状況でございます。」と答弁されています。林地開発許可条件に定めた調整容量が減少することを自分たちの考えで判断することは許されるのですか？

業者：回答なし、

解説：県は調整池設置基準の事業者判断を認めていません。

- 35.B調整池の左側、及びD調整池の左側に大量のシラスを残したままです。この放置は調整池の容量を減少させます。県からこの土砂を撤去し、調整池の貯水量を確保するように指導がありましたか？

業者：はい

Q：現状、そのままですか？

A：はい

解説：あっさり県の指導があったことを認めた。県の指導を無視する姿勢であろうか。

- 36.▲▲D調整池の設計容量は13,657立方メートルです。この容量はB調整池の2.6倍です。目視で確認しても、とてもそのようには見えません。説明ください。

- 37.A調整池、D調整池、いずれも前面擁壁と排水塔のみしか工事されておりません。鹿児島県は「調整池は底盤、前面、側面、後面、全てがコンクリート構造であること」を調整池設置基準で定めております。御社もそれに沿った設計図を県に提出されています。なぜ、遵守されないのですか？

業者：中断している状態です。

Q：林地開発許可条件には先行して防災施設をつくりなさいと明記されている
コンクリートで作りなさいという条項は認識しているか？

A：はい

Q：現在は前面と排水塔のみコンクリートであり、他はコンクリートではありませんね？

A：はい

- 38.3月9日の市議会建設水道委員会（議事録13ページ）でD調整池は1mのヒューム管で流量調整を行っていると言われています。排水管は排水塔設計流量に対して十分な余裕を確保することが調整池設置基準にあります。排水管での流量調整は認められておりません。ご存知ですか？

業者：その見解は間違い

解説：排水塔と1mのヒューム管の間には開渠部分があり、ヒューム管で流量調整はできない。

- 39.D調整池は洪水後一か月以上、泥水が満杯状態でした。これは排水塔からの排水が行われたことを意味します。排水塔からの排水は1mのヒューム管では流せません。開渠部分からあふれた痕跡がありました。

B調整池はもっと悲惨です。前面擁壁の未完成であることから調整池容量は設計値に大きく足りません。排水塔から排水することはありえず、前面擁壁の未完成部分から雨水が流れ、その一部はヒューム管に行き、残りは市道を横切って川へ注いだ痕跡がありました。私達はたくさん目で確認し、画像も持っております。お伝えしておきます。

解説：排水塔からの排水ではなく、前面擁壁の切欠き部分から流れ出したことは認めた。

12項で業者はB調整池は設計値に対し100%の貯水量があったと主張。

前面擁壁の切欠き部分があること、調整池の大量土砂堆積によってB調整池の貯水量はほぼゼロであることが立証された。

- 40.3月9日の市議会建設水道委員会の冒頭（議事録12ページ）で国有林からの土砂が調整池を埋めた、だから土砂撤去費用を営林署に負担するように求めたと発言されています。私達は鹿児島県の森林管理署に出向き、実情を伺ってきました。A調整池のすぐ上の砂防ダムの土砂は満杯ではなかったという画像をいただいてきました。流木も国有林から流れてきて調整池の金網

を突き破ったとの発言もありました。これも国有林の砂防ダムからゴルフ場敷地内の木佐貫川を視察すれば、ご指摘の事実が無いという確認ができます。森林管理署の係官は明快に御社の発言を否定されています。お伝えしておきます。

解説：国有林の砂防ダムが調整池機能がないなどと、とんでもない発言を業者は行っている。

砂防ダムとは土砂の流出を防止するダムであり、未開発の地域に調整池を設置する義務はありません。

41. 3月9日の市議会建設水道委員会の蔵原委員のA調整池に関する質問（議事録16ページ）に対し「今回うちの水位の上がり具合を見てもですね十分堤防を越えてとかそういうことで。この筒があるわけです。このオーバーしたときはこの筒の中に入ってこの排水に入るわけですけど。この筒に入った形跡も無くてですね。下のほうからの水排水で充分足りたということ。」と発言されました。本当にそのように思われていますか？

業者：はい

解説：認識間違い

業者提示の画像で排水塔の淵に木屑が堆積していることを確認できる。

貯水能力不足のA調整池は短時間でHWLに達し、排水塔から排水された。

これによって木佐貫側の崩壊が発生していることは画像にあります。

42. A調整池の流入面積は121ヘクタールです。この流域に降った雨を貯める能力を持たなかったA調整池は排水塔から濁流をそのまま、下流へ流しました。

根拠は御社が平成22年8月3日、霧島市への報告文書の画像で排水塔の上に木くずが残っていることで確認できます。排水塔からの水は木佐貫川に流れ、大きな崩落、河川の破壊を招きました。お伝えしておきます。

43. 3月9日の市議会建設水道委員会の厚地委員のB調整池に関する質問（議事録21ページ）で宮崎県において底盤コンクリートは不要である。鹿児島県にこの点を進言し、底盤施工の免除を申し込むという発言がありました。鹿児島県に相談されましたか？県のご了解が得られましたか？

業者：県へは相談していない。

解説：4月11日、県の森林保全係に確認、

相談は無い。申請通りの施設を造らねばならないという見解。

44. 3月9日の市議会建設水道委員会の久保委員のA調整池の土砂堆積、構造、面積などの質問（議事録23ページ）に対し、「相当設計量よりも余裕があるという見解を我々はもっておりまして、ここの周囲だけを若干とっておけば、いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解である」と述べられております。この見解は県のご了解事項ですか？、御社独自の見解ですか？

業者：1億円ほどかけた。安定してきた。

土砂は流れ込まなくなったから、そんなことはない。分けがわからない答弁です。

解説：現実には洪水が発生したのに「余裕がある、十分な能力があるとの発言」の真意がわかりません。

4月11日、県の森林保全係に確認しました。

申請通りの施設を造らねばならないという見解をうかがいました。

45. ゴルフ場内の排水路の破損、雨水が直接手籠川へ流れている場所について県は確認し、その是正を指導すると私達に回答しております。指導を受けましたか？

業者：指導があった。

解説：指導を受けても何も対応しない事業者です。

46. ゴルフ場工事の監督部署の地域振興局の林務水産係はゴルフ場工事が中断しているとの認識はありません。防災施設の工事は未完成であり続行すべきとの見解を述べています。この一環として平成22年10月6日「林地開発許可地の改善指導について」の指導文書が発行されました。この文書では明快に林地開発許可条件を遵守していないとあります。振興局の係官はB調整池のみではなく防災施設全般の完成をさせなさいという指導内容であることを私達に回答くださいました。お伝えしておきます。

47. 同文書で「主要防災施設の設置等に係る今後の方針」の提出が命ぜられています。御社が振興

局に提出された文書には「各調整池の未完成部分に関しまして■■■■■と今後計画の見直し等があり、完成させることは困難な状況であります。」「未施工、未完成状態を維持する」と記載されています。森林整備課はこの文書内容を認めていない、未完了部の早期完成を指導していると私達に回答しております。

業者：認識している。

解説：指導を受けても何も対応しない事業者です。

48.御社は建設水道委員会で「予想を上回る雨量があった。しかしながら雨水の抑制と土砂の流出防止が機能している」と発言されています（議事録12ページ）。現状の未完成防災施設は想定内の雨でもその機能は果たせていないことを述べました。防災施設は文字通り災害を防止するための施設です。御社のご都合で完成させられないということを県は認めておりません。御社は3月9日の市議会建設水道委員会の冒頭発言で「今後も霧島ゴルフ場の防災管理に努め、周辺住民に不安を与えないよう、また災害を発生させないように管理すると」発言されております。住民は洪水の再発を恐れています。お伝えしておきます。

49.私達は現在でも林地開発許可条件に規定された主要防災施設である調整池が完成していない事、防災施設の水路の破断箇所が多数あることで、17年間放置されていると主張しております。御社は平成22年8月3日、霧島市へ提出されました報告書で「現場常駐の柵キリシマ職員が定期的に現場巡視をしていること、他に県のパトロールも毎年受けていること」を理由に維持管理は適切であると主張されています。現場巡視、パトロールを受けていることが維持管理は適切であることと同じではありません。

行政のパトロールは御社が案内されましたか？ゴルフ場内のフェアウェイも案内されましたか？導水路の破断箇所をお見せになりましたか？

業者：行政パトロールは業者が案内した

行政にどこを見たいかを聞き、言われたところを案内した。

フェアウェイの案内はしていない。導水路の破断箇所も見せていない

解説：案内ルートは業者が決めて、見せたくない場所は見せていない。

行政はどこを見たいと要請したのであろうか？

霧島市への報告書は明らかに事実隠蔽である。

50.森林整備課は調整池の未完了部の早期完成、及び防災施設等の適正な管理を指導すると明言されております。設計通りの調整池の完成時期を教えてください。御社のおかれている経済環境で地元住民に犠牲を強いるのは止めて下さますようお願いいたします。

業者：今は答えられない

解説：今後も業者都合の状態が継続、住民はおびえ続けなさいということ。

工程表提示を強く求めます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

(株)キリシマに対して協定書に関する質問

1. ゴルフ場の工事申請において、旧霧島町と開発協定書、環境保全協定書、立地協定書、および地元住民と覚書を交わされています。これらについてその存在を認識してらっしゃいますか？

業者：はい

2. その中で、開発協定書の第1条には、協定の誠実履行義務が規定されています。貴社は、これまでそれを誠実に履行されてきましたか？

業者：はい

解説：協議事項、承諾事項が定められているが、それらを実施していないという霧島市の文書を以下の質問ごとに文書開示請求にて入手しています。

3. 開発協定書2条で竣工は平成7年6月とあります。しかしゴルフ場は現在未完成です。竣工時期の遅延について、旧霧島町の承諾を得られましたか？

業者：いいえ

解説：同条3項にて霧島市の承諾を得た場合はこの限りでないとして規定されているが、

霧島市からは承諾文書は存在しないという回答をいただいています。

また、5条3項の四半期ごとの工事進捗状況の報告は、旧霧島町には存在しません。

4. 開発協定書10条に「災害の防止に万全の措置を講じなければならない」とあります。が万全とはどのように解釈されますか？ 又貴社は具体的にどのような万全な措置を講じられましたか？

業者：災害が起こらないようにパトロールをしている、異常があれば補修をしている。

解説：万全とは林地開発許可条件に定めた防災施設が完成し、その維持管理を定められたとおりに実行していることです。本協定書第10条でも防災施設は他の施設より先行して設置するなど記載があり、このいずれも満たしていません。

5. 開発協定書18条2項に「災害発生等により周辺住民等に損害を与えたときは、遅滞なく損害を受けたものと誠意をもって協議するとともに、その損害を賠償しなければならない。」とあります。平成22年7月3日の永水洪水で住民に損害を与えたという認識をお持ちですか？

業者：持っておりません

6. 開発協定書19条（環境保全協定書10条）で「権利義務を譲渡しようとする場合、協議し承認を得ること」と規定されています。平成15年8月、現地は国分殖産住宅株式会社の所有となり、県へ届け出が行われています。この件について、各協定書のとおり、旧霧島町と協議、及び承認を受けられましたか？

業者：わかりません。

解説：兄弟会社の土地取引です。もともと協定書を守ろうとする意識が希薄な業者です。

霧島市からは承認文書は存在しないという回答をいただいています。

7. 開発協定書19条（環境保全協定書10条）で「権利義務を譲渡しようとする場合、協議し承認を得ること」と規定されています。平成21年12月に霧島法務局でナンクへの売買予約仮登記が行われ、ナンクから国分殖産住宅株式会社に仮払金が支払われた事実が、12月霧島市議会本会議で判明しています。この件について霧島市と協議、及び承認を受けられましたか？

業者：受けておりません

8. 開発協定書20条で「工事保証人は連帯して工事を完成させるものとする」とあります。工事保証人である鎌田建設株式会社の社長さんにお伺います。工事保証人とはどのような役割、責任を担いますか？

業者：工事をする業者が完成出来ない場合、保証をする。

Q：この件について霧島市から完成保証人に対し、問い合わせがありましたか？

A：口頭で問い合わせがあった。

9. 再度お伺いします。環境保全協定書3条でも「開発協定書を誠実に履行すること」と規定されており、誠実に履行されましたか？

業者：一部できていないところがある。

10. 環境保全協定書6条で施設を新增築又は変更しようとするときは、事前にその計画を甲に提出し、承認を得るものとする」と規定されています。平成8年3月にコースレイアウトの変更、防災施設の変更を含む林地開発変更許可申請書を県に提出されています。この行為について旧霧島町から承認を得られましたか？

業者：たぶん得ていない

解説：霧島市からは承認文書は存在しないという回答をいただいています。

11. 環境保全協定書8条で「住民等から公害苦情の申立てがあったときは、誠意をもってこれに対応し解決するものとする。」と規定されています。永水地区の手籠川に土砂堆積があり、これの撤去を再三要請しましたが、実際は撤去せずに、小型コンボで下流へ押しやる作業を行っていることは、確認済です。この行為はどなたの判断でされたのでしょうか？

業者：私（白石）の判断

12. 堆積シラスを下流へ押しやる行為は、下流域の川底が上がることにつながると思いませんか？

業者：最初の作業のときは水利組合の園田さんに相談した結果であって、まずいという指摘は無かった。お礼を言われた。

解説：平成8年再要求した。撤去したというが、撤去とは外部へ持ち出すこと、押し流すことではない。現地防災担当者には抗議している。

- 13.環境保全協定書9条で「原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」と規定されています。私達は昨年の永水地区の水害は、ゴルフ場に起因するものと推定いたしております。これまでの質問で主要防災施設の不備、ゴルフ場内の防災施設の維持管理の不徹底を立証いたしました。この状況でも責任を否定されますか？

業者：全くないとは言えないが、ゴルフ場面積が手籠川に流入する面積の16.8%であり、調整池である程度は調整できていた。

解説：保安林の持つ保水能力と木を伐採した地域の保水能力の差は歴然としたものであって、流入面積で算定すべきものではない。

調整池設計は上位の土地も流入面積として参入することになっている。

A調整池の流入面積は121ヘクタールであり、上位の国有林も含まれていると思われる。16.8%が責任範囲という見解は間違い。

- 14.御社が平成10年以降、毎年、県に提出されております「工事進捗状況報告書」の「ゴルフ場所在地の市町村との協議状況」欄に、平成23年の報告書で初めて5項目の協議実績が記入されました。しかし昨年の平成22年度まで毎年、この欄には、「必要に応じその都度協議を行う」と同じ文言で記載され報告されております。昨年までは具体的な協議実績の記載はまったくありません。先ほども質問をいたしました。竣工期日の協議、権利義務譲渡の協議、コースレイアウトの協議など、あらゆる協議を甲である霧島市と、なぜ協議をされなかったのですか？協議すべき重要な事項がありながら行わなかったことは、私共が霧島市へ文書開示請求して入手しました情報で明らかです。私共、霧島市民の目線から見ますと、これらは旧霧島町、新霧島市を愚弄する態度であると思います。この行為は協定書を誠実に履行していないと言えるではありませんか？

業者：無言

=====

霧島市行政に伺います。

先ほどの事業者への質問、その返答をお聞きになったこと、3月9日の建設水道委員会の議事録、及び3月30日に届きました鹿児島県より私たちに対する回答書のコピーを入手されていることを前提にお伺いします

(株)キリシマが県・企画部長宛て提出しました「工事進捗状況報告書」によりますと洪水の後、霧島市の幹部さんが現地視察をされています。

22年 7月 5日 霧島市による災害状況の視察（生活環境部長・建設部長・都市整備課長他）

22年 8月 5日 市長にゴルフ場の災害状況説明

22年 9月10日 霧島総合支所へゴルフ場の災害復旧状況を報告

22年11月10日 霧島総合支所へ調整池の復旧状況を報告

22年11月16日 霧島市によるゴルフ場視察（生活環境部長・農林水産部長・霧島総合支所長他8名）

1. この行動に参加された方の中に土木施工管理技士や測量士などの資格を持っておられる土木の専門家はいらっしゃいますか？

行政：建設部関係の職員の中には有資格者はいない

解説：信じられない職員の資質です。

問題点を認識できる知識を持った職員が参加していない実態が明らかになりました。

2. 平成22年7月5日は生活環境部長・建設部長・都市整備課長が現地視察をされています。ご出席であれば伺います。

・A調整池の土砂堆積が洪水以前からであったことを認識されませんでしたか？

行政：支所の担当者が多忙であったことから、本庁の職員が視察した。

洪水前の状況を知らないままの視察であった。

崩壊場所もあった、満杯の調整池もあった

解説：調整池の草の状態で認識できたはず

資質のない職員の意味のない視察であったことが明らかになった

- ・D調整池の状況は満杯であったはず。理由を聞かれましたか？

行政：満杯であったことは確認した。

業者から調整池の機能説明を受けた。オリフィスの説明があった

機能が十分であるかはわからない

解説：普通の感覚をもっておれば、異常状態であることを認識できるはず。

- ・B調整池の前面擁壁が無いことに疑問を感じませんでしたか？

行政：調整池とはどのようなものかわからなかった。

解説：普通の感覚をもっておれば、排水塔からの排水はありえず、

前面擁壁から排水されたこと、調整池の容量が著しく少ないことを認識できるはず

- ・B調整池の水面から草が見えたことに疑問を感じませんでしたか？

行政：回答なし

解説：土砂堆積状況を認識できるはず。全く問題式の無い職員が視察に行き、

業者は行政の視察を受けたことを免罪符としている。

3. 霧島市行政は防災施設の構造、維持管理状態を判断できないと住民に回答しています。判断力を持たない霧島市行政は何故ゴルフ場事業者の責任を問えないと判断されたのですか？

行政：回答なし

4. 平成22年9月13日の市長よりの回答書には洪水後、市で調査したと回答にありました。調査を行った職員はどなたですか？

行政：支所の職員

5. 視察は行政のみで行ったのですか、それとも事業者が同行しましたか？

行政：7月5日は業者同行

後日、7月5日以降、支所職員のみで行った。

6. ▲▲ゴルフ場内を視察したと回答にありましたが、どこを視察されたか、その場所、及び視察ルートを公開ください。

7. 「ゴルフ場内の開発地域での大規模な崩壊は確認できませんでした」と回答いただきました。

行政自らゴルフ場内のコースの全てを自らの目で確認された結果ですか？

行政：全ては見えていない

8. 旧霧島町道沿いだけでもA調整池北側、D調整池左側、B調整池近辺の市道への崩落、B調整池の上方15番ホール、及び2番ホール、A調整池の放流河川の木佐貫川で大きな崩壊現場があります。ご存知ですか？

行政：市道沿いの5か所は確認、住民／行政共同視察での崩落現場は確認

解説：7項の「ゴルフ場内の開発地域での大規模な崩壊は確認できませんでした」と大きく矛盾しています。自ら確認していないのにあたかも見たような発言、報告が横行している実態。

9. B調整池近辺の市道に崩落が発生しました。ここの土砂撤去は市道であるから、霧島市が行わなければならない、鎌田建設の好意で土砂撤去を行ったと鎌田さんは建設水道委員会で発言されており、鎌田建設の好意で工事が行われたことは事実ですか？

行政：依頼したのは事実、費用は支払った。

10. ここの崩落土砂はどこに移されたのでしょうか？

行政：業者所有の崩落現場の下、そこの土は県の指導があり、

別な場所へ撤去したことを確認した。

解説：虚偽発言、大半が残されている。

11. ここの崩落土砂の所有者はどなたでしょうか？

行政：鎌田さんのもの

12. 鎌田さんはここの崩落土砂とB調整池の撤去土砂の一部を手籠川近くの自社地に仮置きした。

県の指導があったことから、別の場所へ移動すると建設水道委員会で発言されており、事

業者の霧島市への管理状況表によりますとB調整池の撤去土砂の内630立方メートルをこの場所に搬出したと記載されています。現在、現地の土砂は3分の1程度の土砂が移動されて、大半が残っています。事業者はこの630立方メートルを17番ホール近くに移動したと思われます。残りの土砂は事業者の敷地から市道に崩落したものです。残りの土砂撤去の責任はどこにあるのでしょうか？住民は洪水の再発に怯えています。

業者：ゴルフ場内からの崩落土砂とB調整池の土砂は撤去した。

残っているようであれば、業者の責任で撤去する。

解説：霧島ゴルフ場管理状況表によれば、3月24日～26日で撤去完了と記載されている。虚偽の報告をなぜするのか理解に苦しむ

- 13.霧島支所長は平成23年3月9日の建設水道委員会において委員に対し「平成22年9月13日の住民に対しての回答内容」を読み上げました。11月2日の霧島市行政と住民との共同視察、12月21日の一日移動市長室の資料で客観的な情報をお伝えしました。これを全く無視された理由を教えてください。

行政：住民と共同視察の結果、崩落箇所などを確認したが

それでも今回の雨の異常さから判断の変更はしなかった。

解説：前回より、進展したことを市議会の委員に伝えない、行政の態度は許しがたい。

事業者は想定外の雨と言いながら、A調整池は「相当設計量よりも余裕があるという見解を我々はもっている」「いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解で」と議事録23ページに述べています。矛盾だらけです。

- 14.平成22年11月2日の霧島市行政と住民との共同視察の後、「造成地内に雨水によるシラス地盤の侵食や盛土面の崩落箇所を確認した」として、霧島総合支所発、事業者あて改善要請文書を発行されました。ゴルフ場の維持管理が不適切であったことを認識されたからではありませんか？

行政：ゴルフ場の維持管理が不適切であったことを認識した結果です。

- 15.平成22年11月16日、霧島市によるゴルフ場視察が行われております。

霧島市の生活環境部長、農林水産部長、霧島支所長をはじめ、9名が参加されております。さらに関係者として8名の捺印があります。この表題は「(株)農畜産研究公社 霧島永水地区養豚場建設予定地視察」となっております。案内されたのは(株)農畜産研究公社の役員で霧島市OBのお二人です。参加された方の職務は防災担当とは思えません。

・環境影響評価中の事案について、このような霧島市幹部の行動は軽率ではありませんか？

行政：軽率という表現は適切であるかはわからないが、適切ではなかった。

・表題どおり、養豚場建設予定地としての視察をされたのですか？

行政：????

・防災施設の復旧状況視察であれば、(株)キリシマの社員が説明すべきではありませんか？

行政：詳しい方が説明した。

Q：ゴルフ場の責任者の白石さん、または社長が説明するのが当然ではないか？

養豚場建設ありきの姿ではないか？

A：養豚場のことと、永水水害のことは直接的には関係ないのではないか？

Q：事業者から県への報告では霧島市によるゴルフ場視察となっている。

霧島市の文書では「(株)農畜産研究公社 霧島永水地区養豚場建設予定地視察」となっています。防災に無関係な職員が何を見にいったのか、説明できますか？

A：明快な回答なし。後日の回答とする。

- 16.平成22年12月21日の一日移動市長室以降に、調整池計算書を入手しました。これは県の河川課が事業者に提供している「調整池設置基準」に基づいて事業者が作成し県に提出し、その結果林地開発の許可がなされました。調整池の設計図に相当します。この文書の存在をご存知ですか？

行政：コピーを持っている

- 17.A調整池の県への申請は、面積12,065平方メートル、容量は68,028立方メートルです。この実態があると思われますか？

行政：図面と比較し、図面通りではない

18. 現地の防災施設には問題は無いと思われませんか？県より私達の質問に対する見解文書を入手されていることを前提に伺います。

行政：問題あり

解説：3月30日の県からの回答には事業者の行為に多くの問題点が指摘されています

19. 過去に旧霧島町、霧島市は4通の土砂流出防止、洪水対策の要請文書を発行されております。その結果、要請文書に対し、事業者から対応をしたとの報告がありましたか？

当然、報告を求めるべきではありませんか？

行政：霧島市は報告文書は受け取っていない

旧霧島町はあったかどうかはわからない

Q：霧島市としても要請文書を出している。

それを受諾するか否かを含めて当然、回答を求めるべきではないか？

A：求められない。

20. 住民は防災施設が不備であると訴えております。霧島市行政はゴルフ場の防災施設が適切であるかの判断が出来ないと発言されています。住民本位の行政であれば、県の管理監督部署の助言を仰ぎ、適切な対応をすべきではありませんか？その上で事業者責任を問えるかの判断をすべきではありませんか？県の問題ですか？霧島市の問題ですか？

行政：調整池の未完成は認識している、大雨があったから業者責任は問えないと判断した。

解説：自らの目で見ないで、判断能力を持たない職員が判断したか回答なし。

集中豪雨による被害を防ぐ目的の防災施設の不備を主張している住民の考えと全く相いれない

21. 建設部長さんは3月9日の建設水道委員会において植山委員の調整池の進捗状況の質問（議事録34ページ）に対し「なかなか具体的なものまではお示しをいただいている状況ではありませんので、こういった機会でございますのでなるべく早く県のほうにそういうかたちをお示しただくようお願いしていただきたいと思っております」と述べられました。県に対して問い合わせをされましたか？どのような回答だったのでしょう？

行政：建設水道委員会で調整池、林地開発の基準等について質問があった。

県への照会が必要との答弁です。

その後文書ではないかたちで県へ質問し、3者会談への出席要請も行ったが拒否された。

直接県への照会は応じるとの回答があった。

解説：霧島市行政が自ら照会するという姿勢を明らかにしないのか大きな疑問を感じる。

22. 前田市長に伺います。

本日私たちが述べました、法令、条令の調査、県への照会は本来霧島市が行うべきことではありませんか？

市長：それぞれの立場での主張がある。霧島市は霧島町が締結した協定書は引き継いでいる協定書については誠実に履行してゆく必要があると思う。できるだけ市が努力する。

Q：協定書は誰が守らせるのは誰か？

A：お互いに協定書を結んでいる、市が間に立ってできる限りやる。

Q：市が自ら業者を指導すべき立場ではないか？

市民がとやかに言う前に行政が対応すべきではないか？

霧島市行政の中に専門家が存在しないのであれば県の助成を仰ぐべきではないか？

A：わかりました、出来る限りの努力をします。

=====

まとめます。

鹿児島県の土地利用対策要綱の第7条で事業者と関係市町村長は開発協定を結びなさいと規定されております。そこで県の地域政策課に協定書の運用について伺いました。まず事業者と市町村長が協定書に定められた事項を協議すべきとの見解でした。合意に至らないときは県が所定の指導を

行うそうです。

行政は市民の権利を守る義務があります。市民に理解できる解りやすい法律の解釈と違法行為が合法化することのない判断を強く求め、これから述べる事項について速やかな対応を要請致します。

1. ゴルフ場内の全ての防災施設の状況確認を行政／事業者／住民3者で行うことを要請します。霧島市行政が判断できないのであれば、県行政の同行を要請してください。
2. ゴルフ場現地は林地開発許可条件に違反した状態です。このまま放置されますと本年も洪水が発生する恐れがあります。事業者は自分の都合で防災施設について「今後計画の見直し等があり、完成させることは困難な状況であります。」と報告しております。行政の務めとして事業者には早急な防災施設の完成、修復の実施を命令願います。これが県の担当だとしたら、県に要請してください。
3. 開発協定書第22条の2項で、「乙が協定に定める義務を履行しない場合は鹿児島県土地利用対策要綱の第9条、及び第10条に掲げる措置、またはその他必要な措置を取ることが出来る。」と規定されております。この条項どおりの措置を実施してください。
4. 環境保全協定書の第9条に「これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」と明快な被害補償の規定があります。永水水害の原因の全てがゴルフ場にあるとは申しません。しかしながらゴルフ場にも責任の一端があると推定するに足る主張をいたしました。早急な被害補償交渉の開始を強く要請いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

総括

- ・ 事業者は手籠川近辺自社敷地に仮置きしていたと主張する土砂の移動を4月29日より始めました。
 - ・ A調整池の土砂撤去作業も開始しました。
- 一步前進です。

私達は集中豪雨があったことは否定しません。

事業者は近隣国有林、民有林の崩落現場が多数あることを強調されています。ゴルフ場内に崩落現場は無いような発言を繰り返されました。実際、ゴルフ場を視察しますと多数の崩落現場はあります。事業者は市議会で「相当設計量よりも余裕があるという見解」「いくら大きな水害でもこれは十分の能力があるという見解」を述べておられます。

私達は未完成の調整池、維持管理が適切でないことを問題としております。ここが主な争点です。鹿児島県は防災施設が未完成であること、維持管理に問題があることを認識し、事業者に改善指導を行っています。今回の私達の主張に対して大きな反論はありませんでした。

I 現地防災担当者への質問

事業者は維持管理をちゃんとやっていると言いつつ、それを裏付ける書類がありません。

1. 現地の管理手順書を持っていません。
2. 点検ルート、点検場所、点検項目が記載された書類がありません。
3. パトロールの実施記録簿がありません。

II 防災施設について

1. 法令、条令、協定書、覚書について、守るべきという意識はお持ちです。
2. 私達が県から入手しました、防災施設に対する見解について、指導の連絡は届いていると回答がありました。
3. 調整池が未完成であることは認めました。
未完成でありながら、調整能力はあったという矛盾した発言が多々ありました。

4. 県が示している調整池設置基準、林地開発許可条件の勝手な解釈が多々ありました。これらにつきましても県は勝手な解釈を認めないと言っています。
5. 調整池の維持管理条件も承知しながら、勝手な維持管理基準を持っています。
6. 毎日の現場巡視、行政のパトロールを受けていることから維持管理は適切に行っていると主張されています。現場巡視の手順、記録もなく、行政パトロールは事業者が示したルートのみを行い、行政のパトロールに参加した職員は問題認識が希薄であったことが確認されました。
7. 50項で防災施設の完成時期を問いかけていましたが、「答えられない」との無責任な回答でした。私達は鹿児島県／霧島市に対し「**防災施設の完成までの工程表**」を事業者に提出するように指導することを要求します。

Ⅲ 協定書について

1. 協定書に記載されている誠実履行義務を実行したかの問いかけについて、明快に履行してきたとの回答があった。
2. 協定書に記載された協議事項、承認事項について全くこれを行っていないことを認めました。最近のナンチクとの土地取引について、承認を得ないまま行っていることが協定書無視の事業者の最たるものです。

Ⅳ 霧島市行政について

1. 霧島市行政は大雨があったこと、近隣の国有林、民有地に大きな崩落があったことを理由に、業者責任は問えないと発言しています。私達は大雨があったことは否定していません。ゴルフ場の防災施設が未完成であること、維持管理が杜撰であることを行政に訴えましたが理解が得られませんでした。
2. 行政は自らの目で確かめていないことを認めました。
3. 行政は防災施設が不備であることの判断基準を持っていないと発言しています。それにも関わらず、業者への補償要求は出来ないという判断を行っています。
4. 現在の防災施設は問題があると回答したのは一歩前進です。
5. 私達が県に照会しますと県は遅滞なく回答くださいます。霧島市は何故、速やかな照会を実施しないのか理解できません。
6. 協定書の誠実履行がされていないことに対して、はっきりした態度を示さない霧島市に対し、不満が残ります。

私達が要請しました以下の事項について5月6日、実現することは大きな前進です。

ゴルフ場内の全ての防災施設の状況確認を行政／事業者／住民3者で行うことを要請します。霧島市行政が判断できないのであれば、県行政の同行を要請してください。